

[事案 25-111] 遅延利息請求

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

書類不備の連絡が遅れたために、満期返戻金の受取りが遅れたことを理由に、遅延利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に満期返戻金の請求手続を行ったが、本人確認書類が不備であり、担当者から自宅に何度か連絡があったが、妻に用件を伝えなかったため、同年 7 月に保険会社から書面が届くまで不備があることが分からなかった。よって、保険会社の連絡が遅れたことにより、満期返戻金の受取りが遅れたので、遅延利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社が満期に先立ち、申立人に送付した「満期のご案内」には、本祝金の請求には、本人確認書類が必要であることが記載されている。
- (2) 本契約の保険金等は、必要書類が当社に到達した日（完備された請求書類が当社に到達した日）の翌日からその日を含めて 5 日以内に支払うこととされている。
- (3) 当社は申立人に対し、本祝金および配当金のほか、申立人から本人確認書類を受領した日（平成 25 年 7 月）から 5 日を経過した日から支払日までの、2 日間の遅延利息を支払っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、保険会社の書類不備の連絡が遅れたことを理由に、満期祝金請求書が保険会社に到達した日から満期祝金が支払われた日までの遅延利息の支払いを求めるものと判断する。

2. 以下の理由により、申立人の主張を認めることはできない。

- (1) 本契約の「保険法の施行に関する特則」によると、保険金等は「必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 5 日以内に…支払います」と規定されており、遅延利息の起算日は、必要書類が保険会社に到達した日の翌日からその日を含めて 5 日を経過した日となる。そして上記特則の「5 日」とは、保険契約上必要とされる事項について確認をするための期間であり、「必要書類が会社に到達した日」とは「完備された請求書類が会社に到達した日」を指すものと判断されるが、本件では、本人確認書類が保険会社に到達した日の翌日から 5 日を経過した日を起算日として、保険会社が遅延利息を支払っている。
- (2) 申立人が主張するとおり、保険会社が書類不備の連絡をせずに放置したのであれば、相当期間遡って遅延損害金の支払いを認める余地があるといえるが、本件では、保険会社は放置していたわけではなく、また、保険会社の対応が、遡って遅延利息の支払いを認めるほ

ど不適切であったとまでは認められない。